

志學館大学学生規程

第1章 趣 旨

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学学則（以下「学則」という。）に定める志學館大学（以下「本学」という。）の目的を達成するため、学生が遵守すべき事項について定める。

第2章 誓約書、在学保証書、学生記録

(誓約書、在学保証書)

第2条 新たに本学学生となる者は、学則に基づき、所定の誓約書及び在学保証書を学長に提出しなければならない。

2 保証人は保護者（保護者がいない場合はこれに準ずる者）とする。

3 学生は、在学保証書に記載した保証人等に変更があったときは、所定の様式により、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(学生記録)

第3条 学生は、入学したとき、本人の写真を貼付した身上に関する事項等を記入した所定の学生記録を学長に届け出なければならない。

2 学生記録の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を学長に届け出て記載事項を改訂しなければならない。

第3章 学生証

(学生証の交付)

第4条 本学に入学を許可された者に対して、入学時にその身分を証明する学生証を交付する。

(学生証の所持)

第5条 学生は、学生証を常に所持するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 試験のときは、学生証を机上に提示しなければならない。

3 学生証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

4 学生証を所持しない学生には、スクールバスの乗車、本学の施設設備又は備品の使用を禁止することがある。

(学生証の取扱い)

第6条 学生証の有効期間は4年間とする。ただし、編入学等の学生は与えられた修業年限の期間とする。

2 当初の有効期間を超えて在籍するときに新たに発行する学生証の有効期間は1年間とする。

3 学生証を紛失し、あるいは記載事項に変更のあったときは、直ちに所定の様式により届けて再交付を受けなければならない。

4 卒業、退学等により学生の身分を失ったときは、学生証を返却しなければならない。

第4章 健康診断

(健康診断)

第7条 学生は、毎年1回以上、学校保健安全法及び同法施行規則に定める健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断の結果、大学が行う健康上の指示に従わなければならない。

第5章 団体

(設立の許可)

第8条 学生が学内で団体（以下「学生団体」という。）を結成又は設立しようとするときは、顧問の教員を定め、所定の学生団体設立願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(学外団体への加入)

第9条 許可された学生団体が、学外の団体に加入しようとするときは、あらかじめ、所定の学外団体加入願に第8条に規定する顧問教員の署名捺印を受け、当該学外団体の規約を添えて、学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(団体員名簿の提出)

第10条 前2条の許可を受けた学生団体は、所定の団体員名簿を2部作成して、学務課に届け出なければならない。

2 団体員名簿は、毎年5月末現在で更新し、6月末日までに学務課に届け出るものとする。なお、6月末日までに届け出のない団体は、解散したものとみなすことがある。

(目的等の変更及び解散の届け出)

第11条 学生団体が団体の目的、規約、組織その他第8条に規定する学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、所定の学生団体規約等変更願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 学生団体が解散しようとするときは、所定の学生団体解散届を学長に提出しなければならない。

(指導者等の依頼)

第12条 学生又は団体が、学外から指導者、講師、コーチ等を招へいしようとするときは、その期日の5日前までに、所定の様式により学長補佐（学務担当）の許可を得なければならない。

(活動の停止又は解散)

第13条 団体が次に掲げる各号の一に該当するときは、学長は、当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

- (1) 学則又は本学の諸規程に違反した活動を行ったとき。
- (2) 団体活動中に学生の本分にもとめられる行動があるなど、団体運営が適正に行われなかったとき。
- (3) 団体構成員が反社会的、反道徳的な事件に関係し、その行為が団体活動に密接な関連があったとき。

- (4) 長期に渡り団体活動が行われなかったとき。
- (5) その他、団体の活動が設立願の趣旨を逸脱していると認められたとき。

第6章 集会等

(開催の許可)

第14条 学生又は学生の団体が、学内で集会を開催しようとするときは、あらかじめ責任者を定め、開催5日前（休日は、期間に算入しない。）までに所定の学生集会願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の学生集会願を提出しようとするときは、あらかじめ施設、設備、備品等の使用について、管理者の承認を得なければならない。

(留意事項)

第15条 学生又は学生の団体が学内で集会を開催するときは、教職員の指示に従うとともに、大学の教育・研究に支障を生じさせ、また大学の施設、設備、備品、環境を損なうことがないようにしなければならない。

(集会の禁止又は解散)

第16条 集会の責任者又は参加者が、法令若しくは本学が定める規則に違反した行為を行い、又は大学の指示に応じないときは、学長は、その集会開催の禁止又は集会の解散を命ずることがある。

第7章 文書等の掲示、配布又は拡声器等の使用

(文書等の掲示又は配布の許可)

第17条 学生又は学生団体が、学内で文書、ポスター、立看板等（以下「文書等」という。）を掲示又は配布しようとするときは、所定の文書等掲示配布願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により掲示又は配布を許可した文書等に承認印を押印する。

(氏名等の明記)

第18条 文書等を掲示又は配布しようとする者が団体であるときは、団体名、その他の者であるときは、責任者及びその者が所属する学科等を文書等に明記しなければならない。

(文書等の大きさ等)

第19条 文書等は40cm×55cm以下とする。ただし、特別に許可したものについては、この限りではない。

- 2 文書等は、別に指定する学生掲示板に掲示しなければならない。
- 3 掲示の期間は、1週間以内とする。ただし、特別に許可したものについては、この限りではない。
- 4 掲示の期間を経過した文書等は、当該文書等に係る掲示責任者が直ちに撤去しなければならない。

(掲示文書等の撤去)

第20条 第17条及び第18条並びに第19条各項の規定に違反して掲示された文書等は、

管理者が撤去する。

(制限事項)

第21条 学生は、個人又は団体として、学内で特定の政党又は宗教団体に係る文書等の掲示及び配布並びに集会若しくは活動を行ってはならない。

2 学長が前項の規定に違反すると認めるときは、これらの行為の禁止を命ずるものとする。

(拡声器等の使用)

第22条 学生又は学生の団体が学内で拡声器等を使用するときは、所定の拡声器等の使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 第21条第2項の規定は、拡声器等の使用について準用する。

第8章 諸施設の利用

(諸施設の利用)

第23条 学生又は学生の団体が、体育施設その他の諸施設を利用しようとするときは、当該施設の利用にかかる規則の定めるところに従わなければならない。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年10月5日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規程施行日前に本学に在学する学生の学生証の有効期間については、第6条第1項の規程にかかわらず当該学生の残余の修業年限とする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月25日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年11月15日から施行する。